

# 大分県報

令和六年  
四月一日  
（四三）

（月曜日）

## 目次

### 告示

包括外部監査契約の締結	一
知事の職務を代理する副知事の順序の廃止	一
自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託	一
大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	二
大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	二
大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	三
農業振興地域の指定区域の変更	三
大分県副知事の担任事務に関する規程の廃止	三
令和六年度大分県調理師試験の実施	三

### 告示

大分県告示第九十三号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。 令和六年四月一日	大分県知事 佐藤樹一郎
一 包括外部監査契約の期間の始期 令和六年四月一日	
二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算するものとする。	

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 吉富健太郎  
住所 大分市明野南一丁目三十四番三十四号  
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算とする。

#### 大分県告示第九十四号

知事の職務を代理する副知事の順序（令和四年大分県告示第二百九十七号）は、廃止する。

令和六年四月一日

大分県知事 佐藤樹一郎

#### 大分県告示第九十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条の二第一項の規定により、次のとおり自動車税種別割（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託した。

令和六年四月一日

大分県知事 佐藤樹一郎

#### 一 受託者の名称及び所在地

名称	所在地	委託の内容
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納事務のとりまとめ
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	直営店舗及び加盟店舗における収納事務
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地	〃

株式会社セブニーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	〃	名 称	大分市舞鶴町一丁目四番一五号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	〃	大分県信用農業協同組合連合会	
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号	〃	二 委託の期間	
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	〃	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	〃	大分県告示第九十七号	
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号	〃	地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。	
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目二番二号	スマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務	一 受託者の名称及び住所	大分市花園二丁目六番五一号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号	〃	大分県森林組合連合会	豊後高田市大字鼎三二三番地
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目一番一号	〃	西高森林組合	国東市国東町小原四四二三番地一
二 委託期間	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで		国東森林組合	杵築市山香町大字内河野二七八八番地の六
大分県告示第九十六号			別杵速見森林組合	由布市庄内町大龍一七一一番地一
地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。			おおいた森林組合	臼杵市大字板知屋字大寺浦一二五七番地の一
令和六年四月一日			白津関森林組合	佐伯市宇目大字南田原二八三番地二
大分県知事	佐	藤	佐伯広域森林組合	豊後大野市三重町菅生一二三番地
一 受託者の名称及び住所	大分県知事	佐	大野郡森林組合	
	藤	樹		
	一郎			

<p>竹田市森林組合          玖珠郡森林組合          日田市森林組合          日田郡森林組合          山国川流域森林組合          宇佐地区森林組合          大分県木材協同組合連合会          日田木材協同組合          大分県造林素材生産事業協同組合</p>	<p>竹田市大字飛田川二二四六番地七          玖珠郡玖珠町大字大隈二一九九番地の一          日田市大字庄手八五〇番地の五          日田市天瀬町五馬市三〇〇番地          中津市山国町宇曾六九六番地一          宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地          大分市王子港町一番一七号          日田市大字東有田字新山二七七六番地の六          大分市弁天二丁目一番二三号</p>	<p>二 委託の期間          令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>大分県告示第九十九号          大分県副知事の担任事務に関する規程（令和四年大分県訓令甲第十五号）は、廃止する。          令和六年四月一日          大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>この訓令は、公示の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>○ 訓 令 甲</p> <p>大分県訓令甲第二十一号          本 地 方 機 関          大分県副知事の担任事務に関する規程（令和四年大分県訓令甲第十五号）は、廃止する。          令和六年四月一日          大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>○ 公 告</p> <p>調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。          令和六年四月一日          大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>一 試験の期日及び場所          1 期日 令和六年十月二十六日（土曜日）</p>
<p>一 受託者の名称及び住所          大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p>	<p>大分県漁業協同組合          大分市府内町三丁目五番七号</p>	<p>一 委託の期間          令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>大分県告示第九十九号          農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、玖珠町に係る農業振興地域の指定区域を次のとおり変更する。          令和六年四月一日          大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>玖珠農業振興地域の区域          次の図のとおり          （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部水田畑地化・集落営農課に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>○ 訓 令 甲</p> <p>大分県訓令甲第二十一号          本 地 方 機 関          大分県副知事の担任事務に関する規程（令和四年大分県訓令甲第十五号）は、廃止する。          令和六年四月一日          大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>この訓令は、公示の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>○ 公 告</p> <p>調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。          令和六年四月一日          大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>一 試験の期日及び場所          1 期日 令和六年十月二十六日（土曜日）</p>

令和六年四月一日

大分県報号外（告示・訓令甲・公告）

2 場所 第一会場 J・COMホルトホール大分  
大分市金池南一丁目五番一号  
第二会場 ソレイユ（一般社団法人大分県労働福祉会館）  
大分市中央町四丁目二番五号

二 受験資格

次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者

(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者

(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。喫茶店営業を除く。）

(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）

(三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又はあえ物を製造する営業）

(四) 複合型そうざい製造業（そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業）

(五) 寄宿舎、学校、病院等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する施設）

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 提出書類

1 受験申請書

2 受験票・写真台帳

3 受験手数料の領収証書

4 受験票送付用封筒

5 卒業証明書

6 調理業務従事証明書

7 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）

8 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの

9 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ）

10 卒業証明書とその日本語訳（外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ）  
11 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ）

五 受験手続

受験に必要な書類を、令和六年五月七日（火曜日）から同年六月三日（月曜日）までの期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五

六 受験手数料及び納入方法

1 受験手数料 六千二百円

2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納めること。

七 合格者の発表

令和六年十二月十三日（金曜日）午前十時

県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術センターJACCビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格通知書を郵送する。

また、公益社団法人調理技術センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による可否の確認及び回答は行わない。

八 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五（平日九時から十七時まで）

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課地域保健企画班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一―二六七七

FAX (〇九七) 五〇六一―一七三五